

埼玉県山岳連盟遭難対策委員会規約

- 第1条 この委員会は埼玉県山岳連盟遭難対策委員会(以下遭対委員会)と称する。
- 第2条 遭対委員会は遭難対策全般についての事業活動を行う事を目的とする。
- 第3条 遭対委員会は第2条の目的を達成するため次の条項にあげる事業を行う。
- 1 遭難防止を目的とする指導ならびに啓蒙活動
 - 2 加盟団体の相互扶助に基づく救助,捜索活動
 - 3 遭難対策に関する調査及び研究
 - 4 その他目的を達成するために必要な事業
- 第4条 遭対委員会に次の役員をおく。
- 1 委員長 1名 2 副委員長 若干名 3 委員 若干名 4 臨時部員 若干名
- 第5条 遭対委員会委員長,副委員長,委員は理事会で決める。臨時委員は委員長が決める。
- 第6条 遭対委員会委員の任期は2年間とする。但し再任を妨げない。
- 第7条 遭対委員会は遭対委員会委員長が必要に応じて召集し会務を執行する。
- 第8条 遭対委員会の運営経費は埼玉県山岳連盟の年度会費の一部,その他をもってこれにあてる事が出来る。
- 第9条 遭対委員会を存続させるため,理事会は各加盟団体の中から遭対委員会委員を委嘱することができる。
- 第10条 遭対委員会は下記各項の場合において加盟団体の責任者,あるいは登山者の家族表者,各関係機関から文書をもって救助,または捜索の依頼をされた場合には速やかに遭対委員会を開きその対策を協議する。
- 1 埼玉県山岳連盟加盟者が登山行動中発生した事故
 - 2 一般登山者が埼玉県周辺の山岳に登山中発生した事故
- 第11条 遭対委員会は,前条の活動を行う場合は遭対委員会委員,その他必要人員を召集し救助,捜索隊を組織し活動する事ができる。
- 救助・捜索出動に際しては理事長の承認を経て、山岳保険(救助隊用)に加入を行うこととする。
- 救助・捜索費用に関しては、別途定める救助・捜索活動費用負担金内規による。
- 第12条 前条の救助,捜索隊の一切の指揮は遭対委員会委員長が行う。
- 第13条 遭難,救助,捜索の活動状況を公表する場合は,遭対委員会委員長の許可を必要とする。
- 第14条 救助,捜索隊の出動期間は原則として7日以内とする。
- 第15条 第10条により活動等を実施した場合の経費は、全額依頼者負担とする。
- 第16条 遭対委員会は第8条の経費の一部を理事会,遭対委員会の決議を経て,立替又は補助する事ができる。
- 第17条 遭対委員は山岳共済に加入するものとする。
- 又、捜索・救助に出動する場合は別途、山岳保険に加入すること。
- 第18条 その他委員会活動
- 救助・捜索用具に関する調査・研究及び啓蒙活動を行う。

この規約は昭和50年4月1日より施行する。

この規約は平成28年4月1日より施行する

救助・搜索活動費用負担金内規

1. 本内規は埼玉県山岳連盟遭難対策規約の第10条に基づく救助・搜索の際の費用の負担について定めたものである。
2. 救助・搜索に係る費用は下記のものとし費用の一切は依頼者の一切の負担とする
 - 1) 通信費 関係者への通信費等の実費
 - 2) 交通費 現地救助隊員、留守本部隊員の交通費等の実費
 - 3) 食費 現地救助隊員、留守本部隊員の食費等の実費
但し、日帰り出動1,000円/日以内、宿泊出動は2,000円/泊以内を原則とする。
 - 4) 謝金 現地救助隊員、留守救助隊員の一日当たりの出動日の謝金
 - 埼玉県山岳連盟加入者の場合
 - 夏山の場合 20,000円/日（ピッケル、アイゼン等を使用しない場合）
 - 冬山の場合 30,000円/日
 - 埼玉県山岳連盟未加入者の場合
 - 夏山の場合 30,000円/日（ピッケル、アイゼン等を使用しない場合）
 - 冬山の場合 40,000円/日
 - 5) 宿泊費 ホテル、旅館等の宿泊費は実費とし、テント泊の場合は5,000円/泊以内を原則とする。
 - 6) 装備費 消耗、損傷し以降の使用に耐えないと認められた個人装備及び岳連装備の弁済補填費用は実費を原則とする。
 - 7) 山岳保険費用 救助・搜索に参加する隊員の山岳保険金（山岳救助隊用保険）実費
 - 8) その他遭対委員長が認めた費用
3. 経費については遭難対策委員長がこれを取り纏め、依頼者に纏めて請求する。
4. 本経費の取扱いについては、埼玉県山岳連盟の会計収支とは別に取りまとめることとする。

この規約は平成28年4月1日より施行する。

埼玉県山岳連盟遭難対策委員会規約 細則

- 第1条 本文通り。
- 第2条 本文通り。
- 第3条 本文通り
- 第4条 遭対委員会に次の役員
3 委員 若干名 とは常任委員
4 臨時部員 若干名 とは講習会等又は救助・搜索活動を行う際に遭対委員会委員長が招集する
- 第5条 粗野委員会委員長,副委員長,委員は理事会で決める。臨時委員は遭対委員会委員長が決める。遭対委員会委員長は岳連会員及び学識経験を臨時委員として選出することができる。
- 第6条 本文通り
- 第7条 本文通り
最低年一回の遭対委員会総会を開催し当年度の纏め、次年度の活動方針を定める。
- 第8条 運営経費とは下記のことを言う。
委員会開催費用、講習会・研修会費用、必要装備費用 等
考えとして、講習会、研修会等の参加費等で負担できない場合を原則とする。
- 第9条 本文通り。
- 第10条 搜索依頼
1 救助・搜索依頼は文書による依頼を原則とするが、山岳遭難における人命救助を鑑み緊急の場合は電話等での対応もあり得る。
その場合は、後日救助・搜索依頼書を提出頂く。
依頼書を受領後、理事長と遭対委員会委員長は依頼内容の確認協議を行い受諾の有無を決定する。
2 山岳遭難事故に関する救助・搜索範囲を埼玉県山岳連盟加入者と未加盟の一般登山者に分けた。
加盟者の遭難事故に関しては、国内とする。
未加盟の一般登山者の場合は埼玉県内とする。
- 第11条 救助隊召集
救助隊を招集する場合は、遭対委員会委員長及び理事長の承認を必要とする。
救助要員の招集に際しては、遭対委員会委員長が直接加盟団体所属の本人に依頼することが出来る。
遭対委員会委員長は、出動隊員に別途山岳保険に加入させ隊員名簿を作成の上、理事長に報告し承後に出動する事を原則とする。
但し、事前偵察等危険の無い場合はその限りでは無い。
- 第12条 本文通り
- 第13条 マスコミ等のインタビューや公の場での報告及び報告書の配布は遭対委員会委員長又は委員長から指名された者のみが行うこととする。(誤情報の流出防止)
- 第14条 救助,搜索隊の出動期間は体力の消耗、社会生活を考慮し、原則として連続7日以内とし、搜索が長期にわたる場合は別途協議とずる。
- 第15条 救助・搜索活動等を実施した場合の経費は依頼者の一切の負担とし、別途定める救助・搜索活動費用負担金内規による。
- 第16条 本文通り

第17条 救助・捜索活動に当たっては個人加入の山岳保険のほか別途山岳救助保険に加入するものとする。

日本山岳協会山岳共済会 国内旅行傷害保険（救助隊用保険）

死亡・後遺症 10,000,000円

入院 5,000円

通院 2,000円

第18条 その他委員会活動

加盟団体への委員派遣

加盟団体の主催する会員講習会等への委員派遣を依頼は委員長判断で行える。

未加盟団体の主催する講習会等への委員派遣を依頼された場合は常任理事会に諮り承認後に委員派遣を行う。

未承認の派遣の場合は、埼玉県山岳連盟及び遭難対策委員会の名称を使用することは禁止とする。

理事会未承認の派遣の場合は、事故等の場合の岳連協力は行い切れない場合がある。

派遣費用は依頼者と協議の上決定とし、岳連会計報告事項とはしない。

遭難対策グッズについて

適切有効な遭難対策グッズの紹介は委員長判断で行える。

講習会等での用具販売は加盟会員にメリットがある場合は理事会の承認を持って行うことができる。

委員会販売の場合は岳連会計報告事項とする。